

令和6年12月1日

各 位

冷暖房割増料金の取り扱い変更について

平素より当会館をご利用下さいまして誠にありがとうございます。

さて、昨今の気候変動や気温の急激な変化を鑑みて、貸会議室の冷暖房割増料金の対象期間を通年化することとして、令和6年12月1日（日）より下記の通り変更させていただきます。

お客様にはご迷惑をお掛けしますが、諸事情ご賢察いただき、何卒ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

■変更表

	現 行	変 更 後
割増料金	基本料金の40%割増	基本料金の40%割増
冷房対象期間	6月15日～9月20日	5月1日～10月31日
暖房対象期間	11月15日～4月10日	11月1日～4月30日

※尚、気象状況により急激な高温又は、低温が生じた際は、対象期間に関わらず、冷房・暖房の切替えを行う場合があります。

適用日：令和6年12月1日（日）より

【お問い合わせ先】金沢商工会議所 経理・管理グループ

TEL：076-263-1153